

# 社会福祉法人 無量壽会

## 通所介護事業所 双葉ヶ丘デイサービスセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する双葉ヶ丘デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は介護予防が必要な状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所介護及び通所型サービスの通所介護型サービス（以下「通所介護型サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえつつ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業を運営するに当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 双葉ヶ丘デイサービスセンター
- 2 所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目 9－2

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 所長 1名（常勤・兼務）  
所長は、事業所の職員の管理及び事業に係る業務の管理を一元的に行う。
- 2 副所長 1名〔常勤・兼務〕

副所長は、所長を補佐し、施設の運営管理に当たるとともに、職員を指導監督して業務を把握する。

3 相談員 1名以上

相談員は、利用者及び介護者の相談及び援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

4 看護師 1名以上

看護師は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための医師の指示により適切な処置を行う。

5 看護補助員 1名

6 介護職員 4名以上

介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。

7 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日(祝日を含む)

但し、12月30日～1月2日は除く。

2 営業時間 通常のご利用時間 9：15～16：45まで

延長サービス 16：45～18：15

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の全体の利用定員は、30名とし、各サービス提供時間帯単位の定員は下記の通りとする。

9：15～16：45まで 30名定員

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護サービスの内容は、次のとおりとする。

1 利用者的心身の状況及び希望、並びにその置かれている環境を踏まえつつ、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。

2 事業の実施に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行う上で必要な援助を行う。

3 常に利用者的心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、

その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。特に、認知症老人に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(通所介護利用料・通所介護型サービス利用料、その他の費用)

第8条 指定通所介護サービス及び通所介護型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

[通所介護利用料金] (1日当たり)

(例) 10:00~15:30ご利用の場合 (1割負担の場合) (1単位=10.27円)

| 項目\介護度                     | 要介護1<br>(570単位) | 要介護2<br>(673単位) | 要介護3<br>(777単位) | 要介護4<br>(880単位) | 要介護5<br>(984単位) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1. サービス利用料金                | 5,853円          | 6,911円          | 7,979円          | 9,037円          | 10,105円         |
| 2. うち、介護保険から給付される金額        | 5,267円          | 6,219円          | 7,181円          | 8,133円          | 9,094円          |
| 3. サービス利用に係る自己負担額<br>(1-2) | 586円            | 692円            | 798円            | 904円            | 1,011円          |
| 4. 食事料金                    | 650円            |                 |                 |                 |                 |
| 5. 自己負担金額<br>(3+4)         | 1,236円          | 1,342円          | 1,448円          | 1,554円          | 1,661円          |

○加算 (1単位=10.27円)

| 加算項目  | 単位数  | 利用料金 | 介護保険給付額 | 自己負担額 | 備考 |
|---|------|------|---------|-------|----|
| 個別機能訓練加算 I (口)<br>(希望者のみ)   | 76単位 | 780円 | 702円    | 78円   |    |
| ※家事・屋外歩行などの日常生活動作、職業能力や地域活動など社会生活への参加といった身体機能と生活能力、体と精神の心身機能などの維持または向上を目的とする。希望者のみ加算。 |      |      |         |       |    |
| 中重度者ケア体制加算  | 45単位 | 462円 | 415円    | 47円   |    |
| ※要介護3以上のご利用者の占める割合が「3割以上」であること。また、加算の対象となる方は要介護(1~5)のご利用者全員に対して加算。                    |      |      |         |       |    |
| 入浴介助加算  | 40単位 | 410円 | 369円    | 41円   |    |

|   |   |       |       |      |  |
|---|---|-------|-------|------|--|
| (希望者のみ)   |   |       |       |      |  |
| ※入浴中（全身浴、全身シャワー浴）のご利用者の見守りを含む介助を行った場合に算定される加算。                    |   |       |       |      |  |
| サービス提供体制強化加算（I）   | 22 単位   | 225 円 | 202 円 | 23 円 |  |
| ※介護職員の総数のうち、介護福祉士取得者の割合が70%以上、あるいは勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合に算定される加算。 |   |       |       |      |  |
| 介護職員処遇改善加算 I  | 基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数（2024年5月31日まで） |       |       |      |  |
| ※介護職員の賃金体系の整備、職場環境・処遇の改善、資質向上のための取り組みを実践している施設に算定される加算。           |   |       |       |      |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算 I   | 基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.2%を乗じた単位数（2024年5月31日まで） |       |       |      |  |
| ※介護職員やその他の職員の賃金体系の整備、職場環境・処遇の改善、資質向上のための取り組みを実践している施設に算定される加算。    |   |       |       |      |  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算  | 基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を乗じた単位数（2024年5月31日まで） |       |       |      |  |
| ※介護職員やその他の職員の賃金体系の整備、職場環境・処遇の改善、資質向上のための取り組みを実践している施設に算定される加算。    |   |       |       |      |  |
| 介護職員等処遇改善加算 I   | 基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に9.2%を乗じた単位数（2024年6月1日より）  |       |       |      |  |
| ※介護職員やその他の職員の賃金体系の整備、職場環境・処遇の改善、資質向上のための取り組みを実践している施設に算定される加算。    |   |       |       |      |  |

#### [通所介護型サービス利用料金] (1ヶ月当たり)

・サービス利用に係る自己負担額が1割の場合 (1単位=10.27円)

|                               | 要支援1 (1,798単位) | 要支援2 (3,621単位) |
|-------------------------------|----------------|----------------|
| 1. サービス利用料金                   | 18,465円        | 37,187円        |
| 2. うち、通所介護型サービス事業支給費から給付される金額 | 16,618円        | 33,468円        |
| 3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)       | 1,847円         | 3,719円         |
| ※食事料金は1食ごとに650円となります。(自己負担)   |                |                |

○加算 (1 単位=10.27 円)

| 加算項目  | 単位数  | 利用料金    | 介護保険給付額 | 自己負担額 | 備考 |
|---|--|---------|---------|-------|----|
| サービス提供体制強化加算 (I) 要支援1   | 88 単位  | 903 円   | 812 円   | 91 円  |    |
| サービス提供体制強化加算 (I) 要支援2   | 176 単位   | 1,807 円 | 1,626 円 | 181 円 |    |
| ※介護職員の総数のうち、介護福祉士取得者の割合が 70%以上、あるいは勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上の場合に算定される加算。 |  |         |         |       |    |
| 介護職員処遇改善加算 I  | 基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 5.9%を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで) |         |         |       |    |
| ※介護職員の賃金体系の整備、職場環境・処遇の改善、資質向上のための取り組みを実践している施設に算定される加算。               |  |         |         |       |    |
| 介護職員等特定処遇改善加算 I   | 基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.2%を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで) |         |         |       |    |
| ※介護職員やその他の職員の賃金体系の整備、職場環境・処遇の改善、資質向上のための取り組みを実践している施設に算定される加算。        |  |         |         |       |    |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算  | 基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.1%を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで) |         |         |       |    |
| ※介護職員やその他の職員の賃金体系の整備、職場環境・処遇の改善、資質向上のための取り組みを実践している施設に算定される加算。        |  |         |         |       |    |
| 介護職員等処遇改善加算 I   | 基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 9.2%を乗じた単位数 (2024 年 6 月 1 日より)  |         |         |       |    |
| ※介護職員やその他の職員の賃金体系の整備、職場環境・処遇の改善、資質向上のための取り組みを実践している施設に算定される加算。        |  |         |         |       |    |

※利用ごとに昼食代 650 円がかかる。

2 その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用については、下記のとおりである。

|              |     |       |
|--------------|-----|-------|
| ・昼食（おやつ含む）   | 1 食 | 650 円 |
| ・コピー         | 1 枚 | 10 円  |
| ・リハビリパンツ S・M | 1 枚 | 94 円  |
| ・リハビリパンツ L   | 1 枚 | 105 円 |
| ・紙オムツ M      | 1 枚 | 58 円  |
| ・紙オムツ L      | 1 枚 | 64 円  |
| ・尿とりパッド      | 1 枚 | 18 円  |
| ・写真プリントアウト代  | 1 枚 | 20 円  |

前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。事業所の実施区域外より利用する方については、原則利用者の家族等の送迎とする。

青葉区 旭ヶ丘・荒巻本沢・北根・北根黒松・鷺ヶ森・桜ヶ丘・台原森林公園・滝道・堤町・東勝山・藤松・双葉ヶ丘・水の森・台原2, 3丁目

泉 区 黒松・虹の丘

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者がサービスの提供を受ける場合は、次の事項を守らなければならない。

- 1 身体及び身の回りの清潔、健康の保持に務める。
- 2 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の使途に従って大切に使用する。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出等は所長の承認を得る。
- 5 他の利用者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 利用者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関及び家族に連絡するとともに、管理者に報告し必要な措置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者 係長 林 真孝

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを仙台市に通報するものとする。

#### (感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第13条 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

#### (非常災害)

第14条 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

#### (業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

#### (就業環境の確保)

第16条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する情報を第三者に洩さない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

#### (苦情の受付)

第18条 苦情の受付について

- 1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○苦情受付窓口 : 林 真孝（係長兼相談員兼介護員）

TEL 022-275-3624

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00

(ただし、12月29日から1月3日と、祝日は除く。)

○苦情解決責任者 : 所長 只木 和彦

寄せられた意見や、苦情に対して所長が責任者となって、関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努める。

なお、法人として、第三者苦情解決委員会を設置している。定期的に開催し、委員の皆さんのご意見を伺っている。

・3名の方を委嘱している。

北仙台地区民生委員2名 越後 洋子 加藤 秀夫

社会福祉法人無量壽会監事1名 犬飼 泰治

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。

また、苦情ボックス（ご意見箱）をデイサービス玄関前、竇樹苑1階食堂前ロビーおよび2階食堂内に設置している。

## 2 行政機関その他苦情受付機関

|                         |      |                   |
|-------------------------|------|-------------------|
| 青葉区介護保険課                | 所在地  | 仙台市青葉区上杉1丁目5-1    |
|                         | 電話番号 | 022-225-7211      |
| 泉区介護保険課                 | 所在地  | 仙台市泉区泉中央2丁目1-1    |
|                         | 電話番号 | 022-372-3111      |
| 宮城野区介護保険課               | 所在地  | 仙台市宮城野区五輪2丁目12-35 |
|                         | 電話番号 | 022-291-2111      |
| 若林区介護保険課                | 所在地  | 仙台市若林区保春院前丁3-1    |
|                         | 電話番号 | 022-282-1111      |
| 太白区介護保険課                | 所在地  | 仙台市太白区長町南3丁目1-15  |
|                         | 電話番号 | 022-247-1111      |
| 宮城県国民健康保険<br>団体連合会      | 所在地  | 仙台市青葉区上杉1丁目2-3    |
|                         | 電話番号 | 022-222-7700      |
| 宮城県社会福祉協議会<br>運営適正化委員会  | 所在地  | 仙台市青葉区本町3丁目7-4    |
|                         | 電話番号 | 022-716-9674      |
| 仙台市介護事業支援課<br>居宅サービス指導係 | 所在地  | 仙台市青葉区国分町3-7-1    |
|                         | 電話番号 | 022-214-8192      |

※12月29日から1月3日と、祝日は除く。

(協議)

第19条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成14年12月13日から施行する。  
この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成16年 8月23日から施行する。  
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年12月 1日から施行する。  
この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。  
この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年12月 1日から施行する。  
この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年12月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。  
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。